

夷 広 監 第 5 号

令和4年7月21日

夷隅郡市広域市町村圏事務組合

管 理 者 太 田 洋 様

夷隅郡市広域市町村圏事務組合

監査委員 花 崎 喜 好

監査委員 土 井 茂 夫

令和3年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出
決算審査意見書の提出について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和3年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類について審査したので、次のとおり意見書を提出します。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合
一般会計歳入歳出決算審査意見書

第1．審査の対象

令和3年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算

第2．審査の期間

令和4年7月21日

第3．審査の方法

令和3年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算書、その他政令で定める書類が適法に作成されたか、予算の執行が地方財政法第4条の趣旨にそって実施されたか、計数は関係諸帳簿及び証書類と照合して正確であるかに主眼をおき、関係職員から説明を聴取して審査を行った。

第4．審査の結果

審査に付された令和3年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算書及びその他政令等で定める書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、予算の執行は所期の目的に沿い適法かつ適正に執行され、計数も正確であり、決算は適法なものと認められた。